

難民認定及び在留難民等の保護に関する法律（案）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 難民及び準難民の認定
- 第3章 異議の申立
- 第4章 難民若しくは準難民の、不認定若しくは認定取消しの裁決に対する裁判所への提訴
- 第5章 難民認定庁の組織及び権限
- 第6章 罰則
- 第7章 「難民及び準難民」以外の他の難民としての特別受入れ
- 第8章 在留難民等に対する生活支援
- 第9章 在留難民等生活支援審議会
- 第10章 雑則
- 第11章 出入国管理及び難民認定法の一部改定

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、難民の認定についての公正で適正な、かつ迅速な手続及び、その手続によって認定される難民及び準難民、又はその他の難民の受入れに関する原則を定め、かつ、その手続及び原則を適正に執行するために難民認定庁を設置し、及びその権限を確定することを目的とする。さらに、難民認定申請の審査中に与えられる仮滞在許可制度を改定し、及び在留難民等に関する生活上の支援（以下「生活支援」という。）に必要な措置等に関する原則を確定して、よって難民等の権利及び権益の保護を図ること、並びに国際協力として、戦争、内戦、大規模の自然災害若しくは飢餓などの理由による大規模流出者を一時的に受入れる制度を開設し、もって難民問題を解決するための国際社会の取り組みに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「難民」とは、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条又は難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

2 「難民」のすべての資格要件を必ずしも具備していない場合であっても、以下の定めに該当する者を、「『難民』に準ずる難民」（以下「準難民」）という。

難民条約第1条A（2）に規定する理由に準ずる理由により生命、身体又は身体的自由を害されるおそれのある領域から逃れて本邦に来た者。

ただし、難民条約第1条A（2）に規定する理由に準ずる理由には、拷問等禁止条約第1条に定める「拷問」を含むものとする。

3 前二項のいずれかにも該当しない場合であっても、以下の者は「その他の難民」（以下、「他の難民」）とする。

ア． 戦争、内戦、暴動、大規模な人権侵害若しくは公の秩序を著しく乱すその他の事情により、又は大規模の自然災害若しくは飢餓状態の理由により、生命、身体若しくは身体的自由を害されるおそれのある領域から逃れて本邦にきた外国人、又は第三国にある国連難民高等弁務官事

務所の支援を受けている難民キャンプに逃れてそこに滞留している外国人、若しくは第三国において国連難民高等弁務官事務所による難民支援を受けて同国に滞留している外国人のいずれかであって、その事情により、人道上、国益上及び国際協力上の配慮から、内閣の決定に基づいて発せられる内閣総理大臣の宣言により、一定の人数枠まで本邦への受入れを認められる者。

又は、

イ． 難民、準難民又は他の難民の家族又は親族であって本邦に来て家族結合を要請する外国人であって、人道上の配慮から法務大臣の特別在留許可権限に基づき本邦への受入れを認められる者。なお、その受入れについては前項上の人数枠は係わりないものとする。

4 この法律において「在留難民等」とは、本条前三項のいずれかに該当し、適法に本邦に在留するものをいう。

第2章 難民の認定

（難民の認定）

第3条 難民認定庁は、本邦にある外国人から難民認定庁規則で定める手続により申請があったときは、そのものが難民である旨の認定（以下「難民の認定」という。）を、公正かつ適正に行うものとする。

2 難民認定手続全般において、当該外国人の使用言語による支障が生じないように適切な配慮を払う。

（難民の認定の申請）

第4条 難民の認定の申請は、当該外国人が本邦に合法的又は事実上のいずれかに関わらず上陸した後、難民認定庁に提出され、かつ受理される。本邦への上陸許可又は在留許可をすでに得ている外国人が、本邦に在留中に、その本国において難民条約第1条A（2）項に掲げる理由により迫害のおそれが生じていると主張する場合、その者による難民の認定の申請は、難民認定庁に提出され、かつ受理される。

2 難民認定庁以外の、法務省入国管理局、警察、地方自治体等の公務所になされた申請は、難民認定庁に直ちに移送される。移送された申請が難民認定庁に到達したとき、当該申請は受理されたものとする。その受理について、難民認定庁は、当該申請者及び申請を移送した公務所に通知する。

3 申請は、原則として、難民認定庁規則に定める様式の書面によって行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、その他の書面または口頭によって行うことができる。又、申請の意思を有する者が心傷的症候のためにその意思を十分に伝えることができないであると推察されるときは、難民認定庁及び前項に掲げるその他の公務所は、当該者の申請の意思を汲み取らなければならない。

4 難民認定を求める意思を表明する者又はその意思を有すると推認される者に対し、難民認定庁及びその他の各公務所は、前三項に定める手続を教示しなければならない。

（申請受理証明書）

第5条 申請が受理された者に対して、申請受理証明書が認定庁から渡される。

2 申請受理証明書の発行を受けた当該申請者の入国若しくは在留の、合法若しくは違法に関する情報について難民認定庁からの問合せがあるときは、法務省入国管理局は、遅滞なくそれに応え、又は自ら、その情報を難民認定庁に伝達するものとする。

3 申請受理証明書には、申請についての決定が確定するまでの間、申請者は迫害のおそれのある領

域へ強制退去又は強制送還されないことが、記載されていなければならないが、又、申請受理証明書が当該申請者に対して渡される際にも、その旨が伝えられるものとする。

(申請者に対する政府指定宿泊所の提供)

第6条 第4条第1項又は第2項に従って難民認定の申請を行った者は、直ちに原則として、政府指定の宿泊所に入居する。入居期間は、当該申請に対する処分が確定するまでとし、異議申立が申請された場合にはその申請に対する裁決が確定されるまでとする。宿泊所に居住している間の、当該申請者に対する生活支援は、第8条の定めに拠るものとする。

ただし、当該申請者に病気、身体上の障害などやむを得ない事情がある場合、他の適切な施設への入居について特別の配慮がおかれなければならない。

又、本邦への上陸許可又は在留許可をすでに得ている外国人であって難民認定の申請を行った者については、政府指定の宿泊所への入居は必要とされない。

2 政府指定宿泊所の場所については、認定庁規則の定めに拠るものとする。

(難民認定審査期間中の仮滞在許可の証明書)

第7条 申請書の受理に伴って、本邦に違法に上陸し又は在留している当該申請者に対して、原則として直ちに、仮滞在許可が法務大臣によって与えられる。仮滞在許可は、認定審査期間中の上陸及び在留の特別許可を意味する。法務省入国管理局は、当該申請者に対して仮滞在許可の証明書を発給する。この証明書は、認定又は不認定の決定が確定するまでの間、更新される。

2 合法的に在留している申請者は、難民認定の申請の提出及び受理によってその在留資格に影響を受けることはない。

認定申請の提出時には合法的であった在留資格が、認定に関する決定が確定するまでの間に、期限切れとなる場合、法務省入国管理局は、当該申請者に対し仮滞在許可証明書を発給しなければならない。かつその発給時まで認めていた就労許可及び特定活動許可を継続するものとする。

3 仮滞在許可証明書を携帯する申請者には、国内移動の自由が、原則として認められる。ただし、その移動先の地域及び移動期間は、当該申請者が、第10条第2項に基づく認定庁指定公務所からの、一定期間内に予定される召喚に、容易に応ずることができる範囲に留まる。

法務省入国管理局は仮滞在許可証明書の発給の際に、上記ただし書きに定める制約条件について当該申請者に対して留意させ、かつ、その条件を履行しない場合に下される難民認定上の不利な結果の予測を教示する。

4 仮滞在許可証明書の発給のときから、難民の認定又は不認定の決定が確定されるまでの間、当該申請者に対して執られる退去強制手続は、進行中のものを含めて、休止するものとする。

5 前項の取扱い以外の、出入国管理上のその他の処遇に関する原則であって申請者に適用されるものは、出入国管理法の定め枠内で、かつ難民認定庁規則の定めるところによるものとする。

(仮滞在証明書が有効な期間内における認定申請者の生活の支援)

第8条 国は、申請受理証明書を有する申請者に対して、認定審査の決定が確定するときまでの間、その生活を支援するため、第6条に定める一時的な宿泊場所の提供の他、日常生活に必要な便宜の供与その他の措置をも講ずるように努めるものとする。

仮滞在許可証明書の発給後の最初の6箇月間、就労は許可されない。ただし、合法的に在留している期間中に就労許可又は特定活動許可を得ている申請者が、在留許可期限の終了後に仮滞在許可

を得た場合、前条第1項第3文の規定が適用される。

- 2 国は、前項第1文の措置の実施について、自ら直接、これを行う場合のほか、在留難民等の生活の援助等を行う民間の団体を特定して、同団体による助成を求めることができる。その助成に伴って民間団体に必要とされる経費は、国が負担する。

(難民認定に要する期間)

第9条 難民の認定に関する処分は、難民の認定の申請があった日から6箇月以内にしなければならない。ただし、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの場合においては、難民認定庁は、当該申請者に対し、前項の期間内に当該処分をすることができない理由及び当該処分に要すると見込まれる期間を、書面により遅滞なく通知しなければならない。
- 3 前項の期間内に当該処分をすることができない場合、当該申請者は、その仮滞在許可が原則として、最初の期間経過後も継続するように更新されるとともに、法務大臣に対し就労許可を求めることができる。

(難民調査官による事情聴取とそのための申請者召喚)

第10条 難民の認定に関する手続の開始に際し、難民調査官は事情聴取を行う。

- 2 前項の事情聴取の目的のために、難民認定庁は召喚状を送付して、当該申請者を召喚する。召喚を受けた当該申請者は、難民認定庁によって指定された公務所に出頭しなければならない。保護者の伴いのない子どもの申請者の場合、出頭の際、法定代理人を伴うことができる。
- 3 送付される召喚状には、本条第5項、第6項及び第7項の原則についての注意が付記されなければならない。その注意については、当該申請者が理解することができる訳語が、可能の限り付記される。
- 4 事情聴取の際、当該申請者は、自ら迫害のおそれの根拠となる事実関係を提示し、必要な陳述を行わなければならない。その陳述を立証する資料がある場合には、それを提出しなければならない。
必要とされる陳述には、その居住地、旅行経路、他国での滞在、及びすでに他国若しくはわが国での難民認定手続を開始し又は遂行中であるかどうかの事実、についての陳述が含まれる。又、特定の国への強制退去又は強制送還を妨げるその他のすべての事実関係及び状況を陳述しなければならない。
陳述は、誤訳訂正等の目的で録音され、録音された記録は、当該申請者若しくは、本条第2項ないし第5項に定める代理人からの請求があるときは、当該申請者自ら若しくはその代理人に資するためにその利用が許可される。
- 5 申請者は代理人の立会いを求め、自らの陳述に対する同代理人の意見による補助を求めることができる。又、その陳述について通訳が必要である、と難民調査官が判断するとき、適正な通訳者によつて的確に通訳されるよう、配慮する。さらに当該申請者が自ら、通訳者を付することを求め、若しくは通訳者の変更を求めることができる。
- 6 当該申請者が召喚に応ぜず、これについての十分な釈明もしない場合、事情聴取は行われぬ。この場合、当該申請者には、文書による事情説明の機会が、1箇月を限度に期間内に与えられる。
- 7 当該申請者が前項の期間内に自ら説明しない場合、難民認定庁は、当該申請者の非協力を評価に入れて、当該申請者の出頭なしでの記録の原状に基づいて処分を決定する。
- 8 当該申請者の事後的な陳述は、陳述が事後的になったことについてやむを得ない理由があると思

料される場合には顧慮する。

(難民調査官による事実調査)

第 11 条 難民認定庁は、前条に従って行われた陳述及び当該申請者から提出された資料のみでは適正な難民認定ができないおそれがある場合、その他、難民認定に関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をして応答を求め、又は文書の提示を求めることができる。

3 申請者は、前項の規定により出頭を求められたときは、その代理人を伴って出頭することができる。代理人は当該申請者に代わって、意見を述べることができる。

通訳を必要とする場合、前条第 5 項第 2 文及び第 3 文の規定が準用される。

4 難民認定庁は、第 1 項の調査について、公務所又は公私の団体若しくは専門家に照会して必要な事項の報告を求めることができる。照会に当たっては、公正かつ適正な判断に資することに努めるとともに、当該申請者の本国にいる家族等関係者の許での調査などの原因で当該申請者とその家族等関係者に影響を及ぼすおそれが生ずることがないように、配慮する。照会に関する手続は、難民認定庁規則に定める。

(難民認定審判官による難民認定とその手続)

第 12 条 難民の認定をし、又はしないという難民認定庁の処分は、同庁の認定審判官によって下される。認定をし、又は認定をしない処分のいずれについても、理由が付されなければならない。

2 認定審判官は、当該申請者が提出した証拠資料、難民調査官によって行われた事情聴取の記録及び難民調査官による事実調査の報告書を基礎にして、当該申請について審査を行う。

3 認定審判官は、必要と思料するときは、難民調査官に追加の事実調査を求め、及び自ら、当該申請者に対して審尋を行うことができる。又、当該申請者は、認定審判官による審尋の機会を要請することができる。認定審判官による審尋の際、当該申請者は、法定代理人を伴うことができ、その代理人は当該申請者に代わって意見を述べるすることができる。その審尋が行われる際、前条第 3 項の規定が準用される。通訳が必要とされるときは、第 10 条第 5 項第 2 文及び第 3 文の規定が準用される。

4 公務所又は公私の団体若しくは専門家に照会して必要な事項の報告を求めることができる。その際には、前条第 4 項の規定が準用される。

5 当該処分の決定の結果は、直ちに、法務省入国管理局に通知される。

6 認定審判官は、第 1 項から第 3 項までに規定する審査及び処分の決定にあたっては、いかなる権力からも独立し、かつ難民条約の前文に掲げる難民保護の精神に則って、公正かつ適正に、これを行わなければならない。

(難民認定基準)

第 13 条 難民認定庁は、難民の認定をするかどうかを公正かつ適正に判定するために必要とする基準(以下「難民認定基準」とする。)を難民認定庁規則に定める。

2 難民認定基準は、難民の認定に関する国連難民高等弁務官事務所の意見その他諸外国の難民認定経験を参照しながら、人権尊重及び人道主義の立場から定めるものとする。

(難民に「準ずる難民」の認定)

第 14 条 認定審判官は、当該申請者について、難民の認定をしない場合であっても、難民条約第 1 条 A(2)に定める理由に準ずる理由、その他人道に違背する理由により、その生命、身体、自由及び自由が危険に晒されるおそれがあるために本国又は常居所国を逃れて本邦に来た、と認めるときは、人道上の配慮から、難民に「準ずる難民」(以下、準難民と略称する。)と認定することができる。

とりわけ、当該申請者によって主張される拷問等禁止条約に定める拷問のおそれを認めるときは、準難民と認定する。認定庁長官は、その認定の結果を、直ちに法務大臣に通知する。その通知があったときは、法務大臣は、直ちに、同条約上必要とされる保護措置を執るものとする。

2 当該申請者を準難民と認定審判官が判定した場合、法務大臣は、その者を準難民として本邦領域への受入れを認めることができる。とりわけ、拷問等禁止条約上の拷問の理由が認められるために、準難民であると、前項に基づいて認定審判官によって認定された者については、その受入れに法務大臣は特別の配慮をおこななければならない。

(難民又は準難民の認定又は不認定の処分に伴う取扱いに従って執られる措置)

第 15 条 難民認定庁は、難民又は準難民の認定の処分をしたとき、難民認定庁規則で定める手続により、当該申請者に対し、認定理由を開示する書面とともに難民認定証明書を交付する。

その認定をしない処分をしたときは、その旨が書面により、理由書及び法的救済手段についての注意を喚起する文書を添付して当該申請者に送達される。

2 難民認定庁は、難民又は準難民の認定又は不認定の結果に伴う証明書の交付または書面の送達の実態を、法務省入国管理局に直ちに通知する。

3 法務大臣は、難民と認定された者に対して当該申請者の難民資格が継続される限りにおいて、又は準難民と認定された者に対して準難民と認めた理由が続いている限りにおいて、無期限の在留許可を与える。仮滞在許可を受けていた者に対しては、仮滞在許可証に換えて在留許可証を手渡す。

在留許可又は特別在留許可が発せられるまでの間、すでに発給されている仮滞在許可証明書の効力は、継続される。

(難民又は準難民の不認定と仮滞在許可の失効及び退去強制手続の開始)

第 16 条 難民又は準難民と認定しないとの決定が確定した者は、仮滞在許可を失う。

難民又は準難民と認定しない旨の決定が確定した場合、当該申請者は、遅滞なく、その証明書を返納しなければならない。法務大臣は、直ちに、当該申請者に対して仮滞在許可証明書の返納を命じる。その際、返納命令に応じない場合に適用される第 41 条の罰則規定についての注意を喚起する。

2 前項の証明書の返納が命じられたときに、仮滞在許可証明書の発給のときから執られていた退去強制手続の休止措置は、終了する。

その後開始される退去強制手続の結果、退去強制の処分が確定され、かつ、出入国管理法第 47 条第 3 項、第 48 条第 9 項、第 49 条第 6 項、又は第 63 条第 1 項の規定に基づいて法務大臣により退去強制令書が発付された場合、法務大臣は当該者の出国に関して、合理的に判断される限りにおいて必要な期間の猶予を認めるとともに、退去先の国において迫害又は拷問のおそれがないかどうかについて吟味するものとする。その吟味の結果、迫害または拷問のおそれがなお残っていると判断される場合には、退去強制令の執行を停止しなければならない。

又、認定庁長官は、当該者の退去先の国又はその領域に関して、その国又は領域において迫害又は拷問のおそれがあるか否かについて慎重な吟味を加えるよう、法務大臣に対して要請することが

できる。

(難民及び準難民の認定の取消し)

第 17 条 本邦に在留する外国人で難民又は準難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事案が生じていると判断されて当該認定の取消しに関する審査が請求された場合、認定審判官はその請求に応じて、難民認定庁規則で定める手続に基づき審査し、難民又は準難民の認定の取消しについて処分を下すものとする。

(1) 本質的な部分について偽りその他不正な手段により難民の認定を受けたこと。

(2) 難民条約第 1 条 C (1) から (6) までのいずれかに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 難民の認定を受けた後に、難民条約第 1 条 F (a) から (c) までに掲げるいずれかの行為に相当する行為を行ったこと。

2 認定又は準難民の取消し審査の請求は、難民認定庁長官が、自らの判断により又は法務省若しくは外務省の関係部局の要請を受けて、これを行う。

3 認定取消しの審査に要する手続については、第 12 条の諸規定が準用される。

4 難民又は準難民の認定を取り消すという処分が下された場合には、難民認定庁は当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知し、かつ、当該外国人に係る難民認定証明書又は準難民認定証明書が効力を失う旨を通告する。難民認定又は準難民認定の取消し処分が確定した旨の通知を受けた当該外国人は速やかに、難民認定庁に難民認定証明書または準難民認定証明書を返納しなければならない。法務大臣は、直ちに、当該外国人に対して仮滞在許可証明書の返納を命じる。その際、返納命令に応じない場合に適用される第 41 条の罰則規定についての注意を喚起する。

(難民又は準難民の認定を取り消された者に対する法務大臣による退去強制令執行とそれに関して難民認定庁長官が行なう退去先に関する要請)

第 18 条 難民又は準難民の認定を受けている者が、その認定を取り消され、かつ、出入国管理法第 47 条第 3 項、第 48 条第 9 項、第 49 条第 6 項、又は第 63 条第 1 項の規定により法務大臣による退去強制令書が発付された場合、当該者の出国までの期間の猶予、退去先の国又は領域における迫害若しくは拷問のおそれの有無についての吟味、迫害のおそれがなお残っていると判断される場合の退去強制令の執行の停止、退去先の国又はその領域における迫害又は拷問のおそれの有無についての吟味に関する認定庁長官から法務大臣への要請については、第 16 条第 2 項第 2 文及び第 3 文の規定が準用される。

第 3 章 異議の申立

(異議の申立の申請)

第 19 条 認定審判官が難民又は準難民と認定しないと決定した処分、又はすでに与えられていた難民又は準難民の認定を取り消すと決定した処分に対して、異議を有する者は、当該処分のあった日から 30 日間以内に、その異議を異議申立審判部に申し立てることができる。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。異議申立の申請に関するその他の手続については、難民認定申請における特殊性に留意しつつ、行政不服審査法の規定を準用する。

2 仮滞在許可を得ていた者が前項の期間内に異議申立の申請を行ったとき、当該仮滞在許可は異議申立に対する裁決が確定するまでの間延長される。その延長期間内の宿泊所の提供については、第

6条の規定が適用され、又、その期間内の生活支援については、第8条の規定が準用される。異議申立の申請の日および当該申請に対する裁決の確定までの日が第9条に定める6箇月を越える場合の、就労許可に関する法務大臣への申請については、第9条第3項の規定が準用される。

(異議の申立についての審査)

第20条 受理された異議の申立について、異議申立審判官は、審査を行う。その審査において当該申立人を召喚し、審尋を行う。審尋の際、第12条第3項の規定が準用される。通訳が必要とされる場合、第10条第5項第2文及び第3文の規定が準用される。審査に必要な、かつ適切な手続については、難民認定申請における特殊性に留意しつつ、行政不服審査法の規定を準用する。

2 その審査にあたって、いかなる権力からも独立し、かつ難民条約の前文に掲げる難民保護の精神に則って公正かつ適正に、これを行わなければならない。

(異議の申立についての裁決)

第21条 異議申立審判官は、異議の申立について裁決を決定する。

2 その裁決にあたっては、前条第2項の原則が遵守されなければならない。

3 異議の申立を認めると決定した裁決については、理由の開示とともに、裁決書が当該申立人に送付される。異議の申立を認めないと決定した裁決については、裁決書が、理由書及び法的救済手段についての注意を喚起する文書を添付して当該申立人に送達される。

4 異議の申立を認めることを決定する裁決、又は認めないことを決定する裁決は、直ちに、法務省出入国管理局に通知される。

5 異議の申立を認めないと裁決が確定された場合に開始される退去強制手続、退去までの期間猶予、退去先での迫害又は拷問のおそれの吟味、及びその吟味に関する難民認定長官から法務大臣への要請については、第16条第2項第2文および第3文の規定が準用される。

第4章 難民若しくは準難民の、不認定若しくは認定取消しの裁決に対する裁判所への提訴

(提訴及びその期限)

第22条 難民若しくは準難民の、不認定若しくは認定取消しの裁決に対して不服のある者は、裁判所に訴えを提起することができる。

2 前項に基づく裁判所への訴えは、当該裁決があったことを知った日から6箇月を経過したとき、又は、当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

(提訴が生ずる効力)

第23条 前条に定める期間内に当該裁決に対して訴えが提起されたとき、当該裁決が確定するまで有効とされていた仮滞在許可の効力は、その訴えに対する裁判所の判決が確定する日まで延長される。判決の確定の日までに在留許可が失効した場合に与えられる仮滞在許可については、第7条第2項第2文の規定が準用される。

2 難民認定申請の日から処分及び裁決を経て判決が確定する日までの期間が、6箇月を越える場合には、就労許可が与えられ、又はすでに与えられていた就労許可は延長される。

(訴訟上の手続準則)

第 24 条 難民若しくは準難民の、不認定若しくは認定の取消しの判決に対する裁判所への訴訟に適用されるべき手続については、行政事件訴訟法上の規定が準用される。

第 5 章 難民認定庁の組織及び権限

(設置)

第 25 条 内閣府設置法 (平成 19 年法律 89 号) 第 49 条第 3 項の規定に基づいて、内閣府の外局として、難民認定庁 (以下「認定庁」という。) を設置する。

(任務)

第 26 条 認定庁は、公正、適正かつ迅速に難民の認定を行うこと、難民の認定に必要な関連事項について内閣府を含む他の諸官庁に対し意見を提示し、又はそれらの諸官庁と協議すること、並びに在留難民等の生活支援に関する政策を策定し、及びその政策の推進に寄与することを任務とする。

(所掌事務)

第 27 条 認定庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 難民の認定又はその取消しに関する処分及び判決に関すること。
- (2) 難民認定基準の策定に関すること。
- (3) 難民認定に関する調査、資料の収集に関すること。
- (4) 難民の認定に係る相談に応ずること。
- (5) 難民の認定に必要な関連事項について意見をまとめて内閣府を含む他の諸官庁に対しそれを提示し、またはそれらの諸官庁との協議のため必要とする場合、適宜、会合を行うこと。
- (6) 本法に定める在留難民等の生活支援に関する政策を推進し、在留難民等の生活支援に関する政策に関して新たに必要とされる政策の策定に寄与すること
- (7) 前各号に掲げるものの他、法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき認定庁に委ねられる事項。

(認定庁の構成)

第 28 条 認定庁は、長官、難民問題協議会、認定審判部、異議申立審判部及び認定部事務局、並びに在留難民等生活支援審議会及び生活支援部事務局から成る。

(長官の権限及び選任)

第 29 条 長官は、認定庁を代表し、かつ統括する。長官は、その代理人をおくことができる。

- 2 長官は、人格が高潔であって、国際情勢及び難民問題に関して識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。任期は 5 年とする。
- 3 長官は、庁議を召集し、総裁する。庁議の開催条件及び議決条件については、認定庁規則で定める。
- 4 認定庁規則は、長官が提案し、庁議がこれを議決する。認定庁規則には、認定手続に関する細則、認定庁の運営及び所掌事務に関する定めのほか、法律又は政令の特別の委任による事務に関する定めが含まれる。
- 5 長官は、難民調査官の調査事務を統括する。その事務を遂行するため必要があると認めるときは、

関係行政機関の長に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

- 6 長官は、認定審判部及び異議申立審判部の事務を掌る認定部事務局及び第 44 条に定める在留難民等生活支援事務局を統括する。
- 7 長官は、難民の認定及び在留難民等の生活支援に資するための資料センターを開設し、運営し、さらには一般の利用に供する。又、情報の確保を目的として、外部の公的な専門機関若しくは民間機関、又はそのいずれかの専門家個人との間にネットワークを構築し、認定又は在留難民等の生活支援に関する政策の策定に資するよう、それを整備しておく。
- 8 長官は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、難民の認定に関する状況を報告しなければならない。
- 9 長官は、難民条約第 35 条に基づいて国が国連難民高等弁務官事務所に提出するための報告書を作成し、内閣総理大臣に提出する。
- 10 長官は、難民調査官及び事務職員の能力向上のため、研修を行う。

(難民問題協議会の任務、構成及び開催)

第 30 条 難民問題協議会は、難民認定をはじめとする難民問題全般について政策、状況及び処理方法を検討し、その検討結果を長官に提言する。ただし、その提言は、実際に懸案中の個別具体的な難民認定事件の審査及び処分等の決定に干渉することにならないように留意されなければならない。

- 2 協議会の構成員は、難民認定庁長官、並びに内閣府、外務省、法務省、財務省、総務省、厚生労働省及び文科省それぞれの閣僚、並びに国連難民高等弁務官事務所の代表、難民保護に関する活動を行う民間の団体の代表、及び難民保護問題に関する有識者とする。

民間の団体の代表及び有識者の人数は、上記の各省代表の総人数と極端に均衡を欠くことのないように配慮して、長官が決定する。

又、長官は、検討すべき問題によって必要と思料するときは、他の官庁代表などを協議会の構成員に加えることができる。

- 3 難民問題協議会の開催は、長官が決定する。

(諮問会議の開催)

第 31 条 長官は、認定に関連する事項について専門的に検討するため、必要と思料するときは、難民保護に関する活動を行う民間の団体及び難民保護問題に関する有識者からなる諮問会議を開催し、その意見を聴くことができる。

(認定審判官の権限と選任)

第 32 条 認定審判官は、難民若しくは準難民の認定若しくはその不認定、又はすでに与えられていた認定の取消しについて、審査を行い、処分を決定する権限を与えられる。その審査及び処分の決定にあたって、いかなる権力に対しても独立性が保障される。ただし、認定の適正性の向上を図るため、実際に懸案中の個別の事案に干渉することなく、認定審判部内において、認定基準及びその適用のあり方などについて合議によって検討することは差し支えない。

- 2 認定審判官は、人格が高潔であって、難民認定問題に関して専門的識見を有する者の名簿の中から、両議院の同意を得て長官が任命する。名簿の作成については、認定庁規則によるものとする。認定審判官の任期は 5 年とする。それを更新することができる。

(異議申立審判官の権限と選任)

第 33 条 異議申立審判官は、難民若しくは準難民の不認定、又はすでに与えられていた認定の取消しについて当該申請者から異議の申立があったとき、それについて審査を行い、裁決を決定する権限を与えられる。その審査及び裁決の決定にあたって、独立性が保障される。

2 異議申立審判官は、人格が高潔であって、難民認定問題に関して高度の専門的識見を有する者の中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は5年とする。それを更新することができる。人選にあたっては、関係省庁、国連難民高等弁務官事務所、学会及び難民の保護に関する活動を行う民間団体の意見を参考にする。

(認定審判官及び異議申立審判官の身分保障)

第 34 条 認定審判官及び異議申立審判官は、次の各号に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられたとき、又は、

(2) 認定庁により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他審判官たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第 35 条 内閣総理大臣は、異議申立審判官が前条各号のいずれかに該当するとき、当該審判官を罷免しなければならない。又、長官は、認定審判官が前条各号のいずれかに該当するとき、当該審判官を罷免しなければならない。

(難民調査官の任務および組織)

第 36 条 難民の認定に関する調査事務を行わせるため、長官の下に、難民調査官をおく。

2 難民調査官は、長官の命令の下に、難民認定に係る関係事実の調査を行う。

3 難民調査官は、難民審判官又は異議申立審判官から、難民認定に係る関係事実についての追加調査を要求されたときは、その調査を行う。

(認定部事務局の組織及び任務)

第 37 条 認定部の事務を処理するため、認定庁に認定部事務局をおく。

2 事務局に、事務局長をおく。

3 事務局長は、長官の命を受けて、事務を掌握する。

(地方事務所)

第 38 条 認定庁の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項に掲げる所要の地は、認定庁規則で定める。

(認定庁職員の服務等)

第 39 条 認定庁全職員は、職務上知ることになった秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 全職員は、その在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 3 服務に関するその他の事項については、国家公務員法が準用される。
- 4 異議申立審判官及び認定審判官がその在任中、他の業務又は営利事業に従事して金銭等の利益を得ることは、異議申立審判官の場合には内閣総理大臣の許可を、又、認定審判官の場合には認定庁長官の許可を得ることによって、認可される。その他の職員の兼業については、国家公務員法の規定が準用される。
- 5 全職員の給与は、別に法律で定める。

第6章 罰則

(不正な手段により難民の認定を受けた者に対する科罰)

第40条 偽りその他不正な手段により難民又は準難民の認定を受けた者は、3年以下の懲役刑若しくは禁固刑若しくは30万円以下の罰金刑に処し、又はその懲役刑若しくは禁固刑又は罰金刑を併科する。

(仮滞在許可書又は難民認定証明書を返納しなかった者に対する科罰)

第41条 第16条第1項に違反して仮滞在許可書を返納しなかった者、又は第17条第4項の規定に違反して難民認定証明書又は準難民認定証明書を返納しなかった者は、1年以下の懲役刑又は20万円以下の罰金刑に処する。

(難民認定庁職員の秘密漏洩に対する科罰)

第42条 第39条第1項の規定に違反したいかなる職員も、1年以下の懲役刑若しくは禁固刑、又は10万円以下の罰金刑に処せられる。

第7章 難民及び準難民以外の「他の難民」としての特別受入れ

(戦争、内戦、暴動、大規模の自然災害若しくは飢餓状態等の理由により逃れて本邦に来た者又は難民の家族等に対する「他の難民」としての受入れ)

第43条 内閣総理大臣は人道上、国益上及び国際協力上の配慮から、以下の者を「他の難民」として、内閣の決定に基づいて一定の受入れ人数枠までそれらの者を本邦領域に受け入れることを宣言することができる。

ア． 戦争、内戦、暴動、大規模な人権侵害若しくは公の秩序を著しく乱すその他の事情により、又は大規模の自然災害若しくは飢餓状態の理由により、生命、身体若しくは身体の自由を害されるおそれのある領域から逃れて本邦にきた外国人、又は、

イ． 第三国にある国連難民高等弁務官事務所の支援を受けている難民キャンプに逃れてそこに滞留している外国人、若しくは第三国において国連難民高等弁務官事務所による難民支援を受けて同国に滞留していた外国人。

- 2 その他、難民、準難民又は他の難民の家族又は親族であって本邦に来て家族結合を要請する者について、本邦へのその受入れを、法務大臣はその特別在留許可権限により人道上の配慮から、前項上の人数枠に係わりなく認めることができる。
- 3 第1項の「他の難民」および第2項に定めるその家族または親族の受入れに必要な入国許可、在留許可など出入国管理上の条件、及び在留許可証の発給について、法務大臣は難民認定庁長官と協議して決定することができる。受入れが認められた者には、「他の難民」としての在留許可証が発給される。

- 4 「他の難民」の受入れ地域について、内閣総理大臣は、難民認定庁長官の意見を聴き、関係省庁の長及び関係地方公共団体の長と協議したうえで、決定することができる。
- 5 「他の難民」としての受入れが認められなかった者にも、退去強制処分が確定し退去強制令が発布された場合でも出国に関して認められる必要期間の猶予に関する原則、退去先の国での迫害または拷問のおそれの有無について吟味してそのおそれがなお残っていると判断される場合の退去強制令執行の停止に関する原則、およびその吟味に関する難民認定庁長官から法務大臣への要請については、第 16 条 2 項の規定が準用される。

第 8 章 在留難民等に対する生活支援

(基本理念)

第 44 条 在留難民等の生活のための支援に関する施策は、在留難民等が本邦の地域社会において安定した日常の社会生活を営むことができるよう、図られるものとする。

- 2 本邦に定住する意思を有する在留難民等がその定住を実現することができるように、国は、地域社会の理解と協力を得つつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

(生活支援施策の作成)

第 45 条 前条の基本理念(以下、「基本理念」という。)に則り、国は、在留難民等の生活の支援に関する総合的な施策を策定し、かつ実施するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、在留難民等生活支援のための施策及びその推進計画(以下「生活支援施策及び推進計画」という。)の作成について、関係行政機関の長と協議し、難民認定庁長官及び本法第 50 条に掲げる在留難民等生活支援審議会の意見を聴いて、その作成を行い、閣議の了解を求めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議了解があったときは、その「生活支援施策及び推進計画」を難民認定庁長官及び在留難民等生活支援審議会に報告し、かつ公表する。
- 4 前二項の規定は、在留難民等生活支援推進計画の変更の場合に準用する。

(生活支援施策の内容)

第 46 条 前条の「生活支援施策及び推進計画」を総合的かつ計画的に推進するための事項には、次の項目が含まれる。

- (1) 生活支援に関する基本的な方針
- (2) 特に下記の施策及びその推進に関する計画事項が含まれる。
 - ア． 健康診断、医療の提供その他の保健若しくは医療の確保、及びその実現を図るために必要な施策。
 - イ． 日本語の習得の援助その他、日常の社会生活を円滑に営むことができるようにするための施策。
 - ウ． 住居の提供及び居住の安定に必要な施策。
 - エ． 職業訓練の実施、就職の斡旋その他雇用の機会の確保を図るために必要な施策
 - オ． 就学の円滑化、高等教育を希望する者に対する就学条件の充実その他教育を受けることが可能となるために必要な施策
 - カ． 社会一般及び学校教育における難民問題への理解の徹底化及び人権意識の向上

キ． 母国語教育の希望がある場合、その教育への便宜の供与

- (3) 以上の各号に掲げる施策及び計画事項を総合的又は連携的に実施するための施策及び計画事項
- (4) 生活支援を行う民間の団体との協力及び連携に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、生活支援に関する施策の、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(施策及び計画を実施し、推進するための組織及び体制)

第 47 条 前項の施策及び計画を実施するための事務を処理する目的で、難民認定庁に在留難民等生活支援事務局（以下「生活支援事務局」という。）をおく。

- 2 事務局に、事務局長をおく。同事務局長は同局の事務を掌握するとともに、「生活支援施策及び推進計画」に関するすべての事項について認定庁長官の助言を得て実施するものとする。

(地方公共団体の役割)

第 48 条 地方公共団体は、国の作成した施策及び計画に応じ、かつ在留難民等の生活支援に関して当該地域の実情に即したいっそう具体的な政策及び計画を策定し、実施するものとする。

- 2 地方公共団体は「生活支援施策及び推進計画」のための自らの施策及び計画立案、並びにそれらの実施について、国との緊密な連携の確保に努めるために、前条の事務局と協議する。

(生活支援業務の民間団体との連携)

第 49 条 国又は地方公共団体は、在留難民等のための生活支援施策を実施するに当たって、在留難民等のための生活支援業務を行っている民間の団体を指定して、在留難民等のための生活支援施策の実施に関して同団体と連携することができる。

- 2 在留難民等生活支援審議会は、前項の規定に基づいて指定されるべき団体についての意見を生活支援事務局長及び認定庁長官に提示することができる。同長官は、在留難民等生活支援審議会の意見を聴いたうえで、生活支援事務局長に諮り、指定団体を決定する。
- 3 指定された団体は、在留難民等生活支援事務局に登録される。在留難民等生活支援事務局長は、その登録について、難民認定庁長官を通じて内閣総理大臣及び当該地方自治体に報告する
- 4 第 1 項に基づき指定された団体は、在留難民等のための生活支援施策の実施に関して、国又は地方公共団体との緊密な連絡の確保に努める。

(生活支援に職務上関係のある者による配慮)

第 50 条 生活支援に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たって、在留難民等の心身の状況、そのおかれている環境等を踏まえて、在留難民等の人権に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国又は地方公共団体は、指定民間団体に所属する者を含む生活支援に職務上関係のある者に対し、在留難民等の人権への尊重に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行う。

(指定団体に対する財政上の措置等)

第 51 条 国及び地方公共団体は、在留難民等の生活のための支援に関する施策を実施する地方公共団体及び生活支援を行う指定民間団体を支援するため、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第9章 在留難民等生活支援審議会

(設置及び構成員)

第52条 難民認定庁に、在留難民等生活支援審議会(以下「審議会」という。)をおく。

- 2 審議会の構成員は、内閣府、外務省、法務省、財務省、総務省、厚生労働省及び文科省それぞれの閣僚、難民認定庁長官、並びに地方公共団体の代表、国連難民高等弁務官事務所の代表、難民保護に関する活動を行う民間の団体の代表、及び難民保護問題に関する有識者とする。
- 3 民間の団体の代表及び有識者の人数については、上記の各省代表の総人数と極端に均衡を欠くことのないように配慮し、生活支援事務局長が、認定庁長官との協議のうえで、決定する。
- 4 検討すべき問題によって必要と思料するときは、他の官庁代表などを評議会の構成員に加えることができる。他の官庁代表及び他の地方公共団体の代表については、同事務局長が認定庁長官と協議し、その協議結果を認定庁長官が内閣総理大臣に提案する。それ以外の他の代表については、同事務局長の提案を受けて認定庁長官が決定する。

(権限)

第53条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、第42条に掲げる「生活支援施策及び推進計画」前章の規定の執行に関する事項を調査し、審議する。

- 2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(審議会への協力)

第54条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要と思料するときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

第10章 雑則

(経過措置)

第11章 出入国管理及び難民認定法の一部改定